

令和4年3月17日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

北大阪地域協議会

議長 橋本 啓 様

北摂地区協議会

議長 岸本 賢 様

高槻市長 濱田 剛史



2022（令和4）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

春陽の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2021（令和3）年12月28日付けで要請のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」での取組を注視しながら、関係機関と連携を図り、就職氷河期世代の方を含めた対象者の実態やニーズに沿った就労支援を充実させるなど、引き続き取組を進めてまいります。

また、大阪労働局や大阪府と連携を図りながら周知啓発に努めるとともに、ホームページで、市が取り組む事業について紹介してまいります。

② 地域就労支援事業の強化について

コロナ禍における地域で働く女性等の労働環境の悪化や収入減少への対応を強化するため、ハローワークなどの関係機関との更なる連携や職場体験協力企業の開拓などの取組を行ってまいります。

「高槻市就労支援協議会」等において先進的な事例を共有・研究していくことで、引き続き効果的な就労支援に努めてまいります。

③ 障がい者雇用の支援強化について

障がい者の就労支援に関しては、一般就労への移行とともに、安心して働き続けられる環境整備を進め、職場への定着を図ることが重要であり、引き続き就労移行支援事業、就労定着支援事業などの障がい福祉サービスの提供によって支援を行ってまいります。

また、障がい者雇用の促進と安定を図るため、事業主や人事労務担当者等を対象とした「啓発講演会」を開催するほか、障がい者及び事業主からの雇用・就労に関する相談に応じ、適切な指導・助言を行う「障がい者雇用相談」を引き続き実施してまいります。

なお、本市においては、身体・知的・精神の3障がいを対象とした正規職員の採用試験を実施しています。試験の実施に当たり配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応しています。

職場定着については、採用後のフォローのため、必要に応じて人事企画室配置の保健師が随時相談に応じるほか、産業医による面談や相談を実施しています。

(2) 男女共同参画社会の推進に向けて

「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」の趣旨を踏まえ、市の関係機関と連携を図りながら各種施策に取り組むとともに、同プランの周知に努めてまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と法令順守・労働相談機能の強化について

① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底については、広報誌、チラシ及びホームページ等での周知を引き続き実施してまいります。また、近隣市と連携し、「同一労働同一賃金」等をテーマとしたセミナーを引き続き実施してまいります。

② 外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人労働者に対する相談については、外国語パンフレットによる案内を始め、大阪労働局が実施する多言語に対応したホームページや労働相談を引き続き紹介してまいります。

また、令和2年度に改訂した生活に関する情報や相談窓口などをまとめた「たかつき生活ガイド(英語、韓国語・朝鮮語、中国語、やさしい日本語)」の配布や、大阪府において実施している多言語による相談窓口の周知などに引き続き努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症に係る情報については、引き続き、分かりやすい日本語を始め、多言語化に対応したホームページで発信するとともに、大阪府が発信する多言語によるウェブサイトや相談窓口の周知などに努めてまいります。

(4) 治療と職業生活の両立に向けて

治療が必要な疾病を抱える労働者が、離職することなく安心して働きながら治療することができる社会を目指し、ホームページや高槻ワーキングニュース等において市内企業に周知を図るとともに、病気を抱える労働者に対する理解ある職場風土の形成を推進してまいります。

2 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① ものづくり産業の育成強化について

企業立地促進条例に基づき、工場や研究所などを立地する企業に対し各種奨励金を交付することで、市場拡大が見込まれる産業に対して支援してまいります。

また、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）が行う事業については、メールマガジン等を活用し、市内中小製造業等に対して周知を図るとともに、市内の優れたものづくり技術や製品等を紹介する「産業物産展示コーナー」を活用し、魅力ある企業を積極的に支援してまいります。

② 若者の技術五輪への挑戦支援について

広報誌、チラシ及びホームページ等で周知を図るとともに、職員やビジネスコーディネーターによる企業訪問等でも周知を図ってまいります。

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響等により資金繰りに苦慮しておられる方からのセーフティネット保証に係る認定相談などに対応するため、融資相談員の増員やホームページの内容を充実させるなど、迅速な窓口対応や情報発信を行ってまいりました。今後も、事業者への資金繰り支援の手綱を緩めることなく、大阪府、大阪信用保証協会、各金融機関等と緊密な連携を図り、更なる支援体制の強化を図ってまいります。

④ 事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

小規模事業者支援法に基づき高槻商工会議所と本市が共同で策定した「事業継続力強化支援計画」に則り、小規模事業者の自然災害等への事前の備えや、事後のいち早い復旧を支援することで経営の強靱化を図ってい

ます。

引き続き、商工会議所と連携し、事業者に対するBCPの策定に向けた周知啓発及び策定支援等に取り組んでまいります。

(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて

公益財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する「下請かけこみ寺」事業等の普及啓発活動等について市内中小企業への周知を図り、公正な取引の啓発に努めてまいります。

(3) 公契約条例の制定について

公契約条例については、最低賃金や労働契約等、既存の法律との整合性を図る必要があります。国による法整備を進めるべきものであると考えています。

(4) 「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて

地域における商業の活性化に関する条例に基づき、商店街等に対する活性化に関する施策等を実施するほか、職員訪問等による情報の収集及び施策等の情報提供を強化します。また、令和4年度が最終年度となる「中心市街地活性化基本計画」に基づく施策を推進し、都市機能の増進と経済活力の向上を図ってまいります。

(5) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

本市では、複数の大手ふるさと寄附申込サイトを活用するなど、寄附の増額に向けた取組を進めております。また、寄附を申込み際には、「都市機能・市民活動の充実」や「歴史・文化・スポーツの振興」等、寄附の使いみちを選択していただくこととしており、希望される用途に関連する事業に活用させていただいております。

3 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進について

地域包括ケアの推進に向けて、「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、認知症高齢者数の増加や医療度の高い方を想定した介護サービス提供基盤の整備を引き続き進めているところです。計画策定においては、高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に市民公募委員を置き、在宅介護実態調査等のアンケート調査やパブリックコメントの結果を反映させる仕組みを構築しています。当計画はホームページで公開しており、進捗状況につ

いては、同分科会にて審議・点検し、資料等については、窓口等で市民が閲覧できるようにしています。今後も、大阪府と緊密な連携を図り、地域住民等の理解と協力のもとに地域包括ケア体制の充実に向けた取組を進めてまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

本市健康増進計画・食育推進計画である「第3次・健康たかつき21」において、「健康寿命の延伸」を全体目標として掲げており、効果的な情報発信や各種健（検）診の受診率向上に向けて、様々な手法による周知・啓発に取り組めます。また、市民の健康増進・疾病予防を目的に「おおさか健活マイレージアスマイル」のPRや関係機関等との連携を図ってまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医師の働き方改革等に関する国の検討の動向を踏まえて、大阪府と連携し、適切な対応を行ってまいります。

医療人材の確保や資質の向上に関する取組については、大阪府が医療計画に基づき、実施しています。

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

大阪府において、地域における診療科の設置状況を医療計画で可視化するとともに、地域の医療関係者で構成する会議体で、今後の医療体制に向けた検討や、医療機器の共同利用の意向の情報提供をしています。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護保険サービス事業者対象研修会を定例的に開催し、介護人材の資質向上と定着を支援しているほか、介護保険サービス事業者と連携し、介護の仕事の魅力を広報誌等で発信するなど、人材確保に取り組んでいます。

また、市内の施設・事業者を対象に実施している集団指導の資料をホームページに掲載し、この中で介護現場におけるハラスメントに関する事例を記載し、労働環境の改善に向けた啓発・支援に引き続き取り組むとともに、適宜情報の把握に努めてまいります。

介護現場におけるICTの利用促進については、大阪府が実施する「介護ロボット導入活用支援事業補助金」の周知・啓発に努めてまいります。

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域での福祉相談を担う地域包括支援センターの取組を支援し、課題に応じて関係機関に繋いでいくとともに、同センターが高齢者の総合相談窓口であることについて、様々な機会を捉えて周知、広報活動に努めてまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

① 待機児童の早期解消に向けて

令和3年4月1日現在の待機児童数は0人ですが、「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、引き続き利用保留児童の解消に努めてまいります。小規模保育事業所を整備する際には、認可保育施設等と連携を行うことを引き続き要請してまいります。

なお、本年4月に小規模保育事業所5園が新設されます。うち3園は認可保育施設等との連携済みであり、残り2園についても引き続き連携を要請してまいります。

② 保育士等の確保と処遇改善に向けて

保育士等の処遇改善及び確保については、国の制度等に従って、事業実施者に対し、処遇改善等加算の実施を促すとともに、引き続き保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士資格取得支援事業、保育士・保育所支援センターにおける就労支援等に努めてまいります。

また、奨学金を返済しながら、市内で就学前教育・保育に従事する保育士等に対して、返済金の一部を補助する制度を行っています。

また、令和4年2月に開始された保育士等処遇改善臨時特例事業についても国の制度等に従って実施し、保育士等の処遇改善に努めるとともに、令和4年度から小規模保育事業を対象に、保育士を加配するための補助金の創設を予定しており、小規模保育事業所に勤務する保育士の勤務条件・労働環境の改善に努めてまいります。

③ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

延長保育、一時預かり保育及び病後児保育等について、引き続き国の制度を活用するとともに、病児保育を比較的駅から近い高槻認定こども園において実施するなど、保護者ニーズや保育実施者の意向を踏まえながら、事業の充実に向けて取り組んでまいります。

また、引き続き保育士等の確保支援を通じて、地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んでまいります。

④ 企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育事業については、毎年1回は立入調査を行い、保育の状況

等について確認しているところです。

また、事業者や保護者から問合せがあった場合には、解決に向け対応しているところです。

⑤ 子どもの貧困対策と居場所支援について

子どもの貧困対策については、関係課で構成する市内対策会議を活用する等、関係部局が連携して取り組んでいます。なお、平成30年度から子ども食堂の運営経費の一部を助成する子ども食堂運営支援事業を実施しており、引き続き子ども食堂の取組を支援してまいります。

⑥ 子どもの虐待防止対策について

児童虐待防止対策については、毎年11月に国の児童虐待防止推進月間に合わせてオレンジリボンキャンペーンとして、街頭キャンペーンやオレンジリボン、啓発グッズの配架を行う等、積極的な啓発活動を継続して行っており、引き続き子ども虐待防止に努めてまいります。

相談業務については、担当する職員の専門性を高めるために継続して研修等の実施に取り組むとともに、児童相談所と連携しながら適切に対応してまいります。

また、高槻市児童虐待等防止連絡会議（要保護児童対策地域協議会）を中心とした、学校等の関係機関との連携により、引き続き虐待の早期発見と未然防止に努めてまいります。

⑦ 小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

本市では、高槻島本夜間休日応急診療所において365日体制で小児科の診療を行うとともに、二次救急医療機関に対して大阪府と連携した支援を実施し、夜間・休日における小児救急患者の受入体制を確保しております。

(6) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

「自殺対策計画」に基づき、「支え合おうこころといのち」をテーマに誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、うつ病等に関する啓発、ゲートキーパー（早期対応の中心的役割を果たす人材）養成研修、自殺未遂者支援等を実施し、自殺対策の推進を図っております。

また、庁外関係機関との連絡協議会及び市内の自殺対策計画推進本部会議において、自殺対策計画の取組に対する進捗管理を行っております。

4 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について

統合型校務支援システムの導入により、在校等時間を客観的に把握すると

ともに、業務の効率化を図ることで、令和2年度に定めた在校等時間の上限に収まるよう、業務負担の軽減に努めてまいります。また、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、教育の更なる充実に努めてまいります。

なお、本市においては、平成25年度から小学校全学年で35人学級編制を実施しており、中学校の35人学級編制についても、令和4年度から1年生で実施するとともに、令和5年度から全学年で開始できるよう環境整備を進めてまいります。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、効果的な配置について検証してまいります。

(2) 奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度における対象者や支給金額の拡充については、全国市長会等を通じて引き続き国に要望してまいります。

奨学金返済支援制度の創設については、大阪府市長会等を通じて大阪府に要望してまいります。また、返済については、学校に在学する場合や、疾病によって償還が困難になった場合、コロナ禍も含めた経済状況が著しく悪化した場合など、引き続き状況により猶予措置を行っております。

また、地元就職者に対する返済支援制度については、他市の動向等を勘案しながら、研究してまいります。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 差別的言動の解消に向けて

ホームページや広報誌のほか、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架等により市民への周知に努めているところです。今後も、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

性的マイノリティへの偏見をなくし、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発に努めてまいります。

また、パートナーシップ制度の構築については、社会的理解が進む中で広範囲にわたる法整備が必要であり、引き続き、国の動向などを注視してまいります。

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の趣旨や

内容をホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架及び講座の開催等により市民への周知・理解を図っています。今後も、国との適切な役割分担や大阪府、他市町村と連携しながら「あらゆる差別のない社会の実現」に向け、取り組んでまいります。

また、企業向けニュースレターに、部落差別解消法に関連する記事やセミナーを掲載するなど引き続き、周知に努めてまいります。

(4) 財政状況の健全化について

引き続き、財政状況を明らかにしていくとともに、『「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針』の下、新型コロナウイルス感染症による本市財政への影響を踏まえ、財政の健全性を維持しつつ、住民サービスの向上に努めてまいります。

また、国・大阪府に対しても引き続き必要な財政支援を求めてまいります。

(5) 行政におけるデジタル化の推進について

本市では、令和4年度末までに、子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係1手続の合計27手続及び転出届・転入予約について、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とするよう取組を進めており、今後も行政手続のオンライン化を推進してまいります。

また、情報格差の課題解消に向けた取組として、初心者を対象とした無料相談会及びパソコン、タブレットを中心とした講座を実施しています。

本市が主催する会議については、令和2年度から、インターネットWebでの会議が実施できるよう、環境を整備しております。今後、利用状況を鑑みながら、適宜、範囲や利用可能場所の拡張を行う予定です。

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票所及び期日前投票所の設置については、平成27年度からイオン高槻店に期日前投票所を設置し、選挙人の利便性の向上に努めています。

共通投票所の設置、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、費用対効果、運営上の課題などを整理するとともに、国からの財政措置の状況などの情報収集を引き続き行ってまいります。

記号式投票については、選挙人にとって最も混乱がなく容易に投票できる投票方法を研究してまいります。

不在者投票の手続については、法令で定められていることから、国の動向を注視してまいります。

5 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

平成29年度から開始した「高槻市エコショップ認定制度」では、食品廃棄物の削減につながる食べ残しの持ち帰り等の活動を行っている店舗の取組を市民に紹介し支援しています。また、令和2年度からは全国427自治体が参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の参加を表明し、食品廃棄物の削減等に関する先進的かつ効果的な取組を調査研究しています。これらの取組を継続し、市民や事業者に対して出前講座やイベント等の機会に、食品廃棄物の削減に関する啓発活動を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による農作物廃棄が生じないように、関係機関と連携した地元産農産物PRによる販売ルートの確保支援や、農業者と商工業者との連携を促進することにより、地元産農産物を活用した6次産業化を推進し、地産地消に努めてまいります。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」を通じ、他自治体の食品廃棄物の削減等に関する先進的かつ効果的な取組を調査研究してまいります。

また、食品預託払出事業を実施する高槻市社会福祉協議会との連携・協力を図ってまいります。

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

消費者自身が自主的かつ合理的な意思決定を行うことや適切に対処するなどの能力を身に付けるため、引き続き、各種講座や講演会など様々な機会を捉え、情報提供や啓発活動を行ってまいります。

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

高齢者や福祉関係者向けの出前講座を始め、広報誌やホームページ、市庁舎でのパネル展示等での情報発信や、警察等の関係機関と連携した啓発活動を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺についても、広報誌やホームページを活用し、積極的に注意喚起を行っています。

あわせて、平成29年度に導入した「詐欺電話防止機器」については適切に運用を行っています。

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

温室効果ガス排出量の削減については、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から積極的に取り組む必要があるため、危機意識を共有するとともに行動変容に繋がる情報発信に引き続き取り組んでまいります。

また、大阪府と連携し再生可能エネルギーの導入及び活用について、引き続き市民・事業者にも周知してまいります。

産業界との連携については、必要に応じて商工会議所やエネルギー供給会社等と情報共有を図りながら、取組を進めてまいります。

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進については、民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金制度等を通じて、事業者に対する再生可能エネルギー発電設備設置への支援を実施してまいります。

6 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

駅におけるエレベーターやエスカレーターについては、改札内は交通事業者が、また改札外は本市が維持管理を実施しております。バリアフリーの促進については、それぞれの実施主体が連携しながら進めることが重要と考えており、今後につきましても、適切な役割分担の下、推進してまいります。

(2) 安全対策の向上に向けて

JR高槻駅では、本市の補助制度を活用いただき、令和2年度にホーム柵の設置が完了していますが、今後も本制度を活用いただくなど、他の駅へのホーム柵の設置を促進できるよう鉄道事業者にも要望してまいります。また、社会全体での交通弱者を含めた利用者の安全確保や支える仕組みづくりについても、高槻市バリアフリー基本構想に基づく「心のバリアフリー」に関する取組を推進しているところです。今後も引き続き、バリアフリーの推進と安全対策の向上に取り組んでまいります。

現在、本市では、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供できる地域を目指し、地域包括ケアシステムを推進しているところです。今後も、地域包括ケアシステムの一環として、社会全体で高齢者の支

援を行う体制の整備に取り組んでまいります。

単独での外出が難しい障がい者に対しては、同行援護、移動支援事業等を活用することにより、所定の研修等を修了したガイドヘルパーから介助を受けていただくことが可能です。障がいがある方も含めた交通機関利用者の安全性を確保していくため、引き続き適切に事業を実施してまいります。

市営バスの運行においては、発車時や停車時等、車内転倒事故が起こりやすいタイミングに注意喚起の車内アナウンスを行い、転倒事故防止に努めてまいります。また、車いす利用者がスムーズに乗車できるよう乗務員には再度、バス乗車取扱要領の確認を徹底してまいります。

(3) キッズゾーンの設置に向けて

未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保については、施設、警察及び道路関係部局と実施した合同安全点検を通じて、安全な移動経路の見直しを実施しており、把握した危険箇所については、個別の状況に合わせた安全確保対策を引き続き行ってまいります。

小学校の通学路上の危険箇所については、毎年一斉点検を実施し、関係機関等と連携して改善に努めているところであり、今後とも通学路の安全確保に取り組んでまいります。

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について

引き続き、ハザードマップやホームページ等を活用し、災害時の避難行動に係る知識の普及に努めるとともに、災害時には防災行政無線、緊急速報メール、市公式LINE・ツイッターなど様々な媒体による迅速かつ適切な災害情報の発信に努めます。また、市民向けの職員出前講座や各種防災訓練の実施等を通じて、地域防災力の向上に取り組むほか、地域防災計画等に基づき、コロナ禍における感染防止対策を踏まえた対応を適切に実施してまいります。

(5) 地震発生時における初期初動体制について

大阪府北部地震における課題や教訓を踏まえ、「業務継続計画」や「受援計画」に基づき、災害時の職員体制の確保に努めるほか、訓練等を通じて、地震発生時における初動対応の実効性確保に努めます。また、引き続き、職員出前講座や各種防災訓練の実施等を通じて、市民等の防災意識の啓発に取り組むほか、民間事業者やボランティアとの協力関係の構築に努めてまいります。

職員体制については、各所属の状況を把握した上で、必要な採用や職員配置を行っているところです。また、災害への対応については、「地域防災計画」や「業務継続計画」において、災害時の組織体制や行うべき業務を定め、職員の担うべき役割を明示しています。

(6) 大阪府北部地震に対する継続支援について

今後、被災者に寄り添い、必要な支援を継続してまいります。

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

災害対策施設の管理については、河川堤防の点検や土砂災害警戒区域のパトロールを大阪府と合同で実施するとともに、調整池や水路等の市管理施設を適切に維持管理してまいります。

また、森林整備等については、平成30年台風第21号により発生した森林の風倒木被害を早期に復旧させるため、被害地への植林などを行う「森林災害復旧事業」に大阪府や大阪府森林組合と連携して取り組むとともに、引き続き、山地災害の危険箇所において治山事業を実施されるよう大阪府に要望してまいります。

水害・土砂災害ハザードマップについては、昨年、想定最大規模の降雨（およそ1000年に一度の大雨）を前提としたものに改訂し、市内全戸に配布いたしました。引き続き、広報誌や市民向けの職員出前講座等を通じて、災害リスクの周知や防災意識の向上に努めます。

また、土砂災害警戒区域等のある山間部の自治会等の住民自らが危険箇所や避難経路などを確認して地図化した「地域版ハザードマップ」を活用するなど、地域防災力の向上を図ります。

② 災害被害拡大の防止について

引き続き、「業務継続計画」に基づき、大規模災害発生時においては、災害応急業務を始め、市民の生命、身体及び財産に関わる非常時優先業務を最優先で実施し、それ以外の業務は休止するなど適切な業務継続体制の確保に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底し、適切に対応してまいります。

(8) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

① 鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

一級河川芥川の鉄道橋梁部の未改修区間については、早期に改修できるよ

う引き続き大阪府に要望していくとともに、災害時に関係機関と連携、調整することで早期復旧が見込まれる場合には、必要に応じて関係機関への働きかけを行ってまいります。

また、災害時には、鉄道事業者等との情報共有・協力が速やかに実施できるよう検討してまいります。

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為については、警察による取締りが行われており、本市においても、高槻警察署等の関係機関と連携を図ってまいります。

バス車内における暴力行為に対して、テロ対策等のマニュアルを基本とし、業務無線を始め、バスロケーションシステムやドライブレコーダーシステムを活用した関係各局との連携体制の確保や車内掲示による啓発に努めてまいります。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

現状、本市に立地する商業施設や医療施設、公共交通の人口カバー率は高い数値を維持しており、市民の日常生活に必要な機能が概ね充足していると認識しております。今後につきましても、本市の都市づくりの方向性として掲げる「コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進」に基づき、居住や都市機能の適切な立地とこれらをつなぐ交通ネットワークの維持を図ることにより、誰もが住みやすく活力あるまちの実現を目指してまいります。

また、市内全域を対象に新たに飲食店または小売店を出店する際に、店舗改装費の一部を補助する創業・個店支援事業を実施しており、引き続き、施策の周知及び利用の促進を図ってまいります。

(12) 持続可能な水道事業の実現に向けて

本市水道事業においては、「水道事業基本計画」に基づき、人材の確保・育成、技術継承など持続可能な事業経営や、基盤強化に向けて取り組み、その中で、利用者である市民の皆様に必要な情報については、適時発信してまいります。

なお、水道施設運営権（コンセッション）方式は、本市では導入の予定はありません。

7 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制については、大阪府が運用しており、各フェーズに応じた病床数の確保を行っています。また、重症化リスクの高い高齢者等の治療支援の強化等にも取り組み、医療提供体制の確保に努めています。

また、物資の確保と供給体制の整備については、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）により医療資材の確保状況等を一元的に把握し、資材等の不足が見込まれる場合には、迅速に補充できる体制を、国・大阪府と連携して構築しています。

なお、市内施設等での感染急拡大時には、感染防護具等の提供を個別に行っています。

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染症の軽症者や無症状者の宿泊療養施設については、大阪府が確保、運用を行っており、国が定めた「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」に準じて職員の配置や、感染予防対策がとられています。

③ PCR検査の拡充について

本市においては、高齢者施設等の従事者に対し、1週間に1度の頻度で集中的検査を実施しているところです。今後も、国及び大阪府と足並みを揃え、必要な検査を実施してまいります。

④ 感染防止のための支援拡充について

これまでも国・大阪府による各種支援とは別に、市独自の施策として、市内医療機関、公共交通事業者など様々な事業者へ支援を行ってまいりました。今後も市内の状況を注視し、適切に対応してまいります。また、国・大阪府が示す事業者等への感染防止対策の要請や相談窓口の周知に引き続き取り組んでまいります。

中小企業等への支援については、テレワークやIT導入をIT専門家が支援する経済産業省の「中小企業デジタル化応援隊事業」についてホームページで紹介しているほか、労務の専門家による無料専門相談を行う高槻商工会議所を引き続き支援してまいります。

⑤ 緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された際には、引き続き、ホームページや市公式SNS、車両広報など様々な手法で、市民に対して適切な情報発信、啓発を実施してまいります。

⑥ ワクチン接種体制の強化について

ワクチンの安定供給や接種体制確保に当たっての支援を求めるなど、国・大阪府と連携し、引き続き円滑に新型コロナウイルスワクチン接種を実施します。また、広報誌、ホームページなど様々な媒体を通じて、市民への必要な情報提供を行ってまいります。

⑦ 保健所機能の強化について

感染状況や保健所の状況等を適宜確認しながら、必要に応じて市全体で保健所の事務応援を行うなど、適正な職員配置を行っているところです。

⑧ 感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

ホームページや広報誌などで、新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種関連の不当な差別や誹謗中傷などを行わないよう人権への配慮についての呼びかけを行っているほか、作成した啓発ポスター・チラシによる周知・啓発に努めております。

また、新型コロナウイルス感染症への不安を解消するため、ホームページにおいて、「一般の方向け」「医療機関・検査機関向け」「企業（労務）の方向け」「労働者の方向け」など様々な方へ向けたQ&Aを掲載しております。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について

① 雇用調整助成金特例措置の継続について

「雇用調整助成金」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」はいずれも厚生労働省所管の制度であるため、これらを含めて不安定な雇用関係におかれる労働者に対する社会保障制度の拡充及び直接的な生活支援策を講じるよう、中核市市長会を通じて国に要望を行っております。

② 新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

「雇用調整助成金」や「営業時間短縮等協力金」など、国や大阪府等が実施する新型コロナウイルス感染症関連の支援策については、最新の情報をホームページや広報誌に随時掲載するとともに、パンフレットや申請書等を市の窓口で配架するなど、制度の認知度向上に努めてまいります。

③ 生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、減収となった生活困窮者に対して住居確保給付金の給付や、就労支援を含めた様々な相談支援を行っております。支援制度や相談窓口等の周知については、ホームページや自治会回覧、関係課・関係機関などへのチラシの配架を行うなど、支援を

必要とする方へ情報が届くよう取り組んでおります。

ひとり親家庭に対する支援については、「第三次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく各種施策を推進し、引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立の促進を図ってまいります。

④ 事業所支援の拡充について

事業者に対して直接かつ大胆に経済的な支援を行うよう、中核市市長会を通じて継続的に国に要望しております。なお、令和4年度は国の地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券事業を2度実施し、消費喚起・地域経済活性化を図ってまいります。

